

令和3年6月17日
中部地方整備局

不正又は不誠実な行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : ①株式会社エイト日本技術開発
②令和2年度対流拠点となる交通結節点における機能強化検討業務
株式会社エイト日本技術開発・株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
東海設計共同体
業者の住所 : ①岡山県岡山市北区津島京町3-1-21
②愛知県名古屋市中区錦1-11-20

2. 指名停止措置期間 : 令和3年6月17日から令和3年10月16日まで(4ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内

4. 事実概要

(株)エイト日本技術開発中部支社が、中部地方整備局天竜川上流河川事務所発注の「令和2年度天竜川水系下伊那地区用地調査業務」において、一部業務が履行期限までに完了できず、契約解除された。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である(株)エイト日本技術開発が、契約不履行となり契約解除に至ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)(下記参照)に該当する。
(建設コンサルタント業務等の有資格業者も本要領を準用する。)

よって、本件の指名停止期間は、4ヵ月とする。

また、設計共同体についても、(株)エイト日本技術開発中部支社が構成員となっているため同様とする。

<指名停止措置要領 別表第2>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 山下 重徳
建設専門官 田川 慎二 電話番号 (052) 953-8138